

部局名： 人事委員会事務局

所属名	優先業務	縮小業務	休止・中断業務
総務課		<p>委員会の会議に関する事</p> <p>人事行政の運営に関する勧告に関する事</p> <p>競争試験及び選考の実施に関する事</p> <p>任用候補者名簿の提示等に関する事</p> <p>委員会規則その他の規定の審査に関する事</p> <p>人事機関及び職員に関する条例の制定、改廃に関しての県議会及び知事に対する意見の申出に関する事</p> <p>職員の分限、定年及び懲戒等に関する事</p>	<p>任命の方法についての一般的基準その他任用制度に関する事</p> <p>臨時的任用に関する事</p> <p>人事行政の調査、人事記録の管理及びその他人事に関する統計報告の作成に関する事</p> <p>職員の研修及び勤務成績の評定に関する研究及びその成果の提出に関する事</p> <p>人事行政の運営の状況報告及び人事委員会の業務の状況報告に関する事</p>

部局名： 人事委員会事務局

所属名	優先業務	縮小業務	休止・中断業務
職員課		<p>給与、勤務時間その他の勤務条件の勧告に関する事</p> <p>給料表の適否についての報告及び勧告に関する事</p> <p>給与関係規則等の立案及び実施に関する事</p> <p>職員に対する給与支払の監理に関する事</p> <p>職階制に関する計画の立案及び実施並びに職階制に適合する給料表に関する計画の立案に関する事</p> <p>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する異議の審査に関する事</p> <p>職員の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定等に関する事</p> <p>職員に対する不利益な処分の審査等に関する事</p> <p>職員の苦情の処理に関する事</p> <p>退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する事</p> <p>職務に専念する義務の特例に関する事</p> <p>営利企業等の従事制限に関する事</p> <p>職員団体に関する事</p> <p>法第58条第5項の規定に基づく労働基準監督機関の職権行使に関する事</p>	<p>給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度等の研究及びその成果の提出に関する事</p>

部局名：労働委員会事務局

所属名	優先業務	縮小業務	休止・中断業務
審査調整課		<p>不当労働行為に関する事</p> <p>労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事</p> <p>争議行為発生の届出及び予告通知に関する事</p> <p>個別労働紛争に係る相談及びあっせんに関する事</p> <p>労働委員会の会議(総会、公益委員会)に関する事</p> <p>委員及びあっせん員候補者に関する事</p> <p>労働組合の資格審査及び証明に関する事</p> <p>地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項(職員の団結権)の認定告示に関する事</p> <p>労働協約の地域的拘束力及び一般的拘束力の適用に関する事</p> <p>労働関係調整法第42条の規定による請求に関する事</p>	<p>事務局の企画及び調整に関する事</p> <p>委員勉強会に関する事</p> <p>各種会議、研修会及び大会等に関する事</p> <p>労働委員会の広報啓発に関する事</p>

部局名： 監査委員事務局

所属名	優先業務	縮小業務	休止・中断業務
第一課		住民の監査請求に基づく監査業務に関すること 定期監査業務に関すること 予備監査業務に関すること 工事監査業務に関すること 監査公表、報告に関する業務に関すること 外部監査制度に関する業務に関すること	監査関係法令の研究調査に関する業務に関すること 随時監査業務に関すること 財政的援助団体等の監査業務に関すること
第二課		直接請求に基づく監査業務に関すること 議会からの請求に基づく監査業務に関すること 知事からの要求に基づく監査業務に関すること 職員の賠償責任に関する監査業務に関すること 決算審査に関する業務に関すること 現金出納検査に関する業務に関すること 基金運用状況審査業務に関すること 健全化判断比率等の審査業務に関すること	行政監査業務に関すること 公金の収納等の監査業務に関すること